

石川県における女子体育の史的研究（第1報）
 ——明治5（1872）年から同30（1897）年頃ま
 での女子学校体育の形成過程について——

蒲 北 野 真理子
 与 一

A Historical Study of Physical Education
 for Girls in Ishikawa Prefecture (I)
 — On the Formative Process of School
 Physical Education for Girls, 1872—
 '97—

Mariko KABA
 Yoichi KITANO

I はじめに

体育・スポーツ界では、近年特に女性の活躍が顕著となり、従来見られなかった運動領域の拡大と多様化の傾向が見られるようになった。こうした現象はアナログ的なもので、長い歴史的過程の中での一つの結果ととらえなければならない。また、その背景には社会的な、あるいは歴史的な諸要因が存在しているものと考えられる。しかし、残念ながらその発展の歩みは、秋葉尋子が「女性の体育・スポーツに関する歴史は今までに本格的な取り組みがなされてこなかった」と報告しているように、十分に解明されているわけではない。最近、上沼八郎の「近代日本女子体育史序説」⁽¹⁾、女性体育史研究会の「近代日本女性体育史」⁽²⁾及び成田十次郎らの「体育・スポーツの歴史」⁽³⁾、あるいは岸野雄三の「女子体育に尽した人たち」⁽⁴⁾などが報告されたが、この分野での本格的な研究がようやく始められたように思われる。なお、このことは地方史の分野でも同様で、例えば、石川県に関してはこうした分野での論稿は見当たらない実情である。石川県の場合、守田顕三の「明治期の石川県における学校体育の発達」⁽⁵⁾があるのみである。守田はこの論稿で、主として男子中心に当県の草創期における学校体育を制度史的に検討している。守田の報告は石川県学校体育史研究の嚆矢として評価されるものであるが、学校体育の発展の全容を明らかにしようとするならば、女子体育の発展過程をも男子体育との関連の中で検討を加える必要があるだろう。本研究にはそうした意図があることを附記し、願わくばこのことが石川県学校教育の発展史をひも解く一助ともなればと考えるものである。

II 目 的

本稿は、石川県における小学校、師範学校及び金沢女学校にて実践された女子体育の導入・形成過程の一端を、近代教育制度の発足した明治5（1872）年以降「高等女学校令」発布時の明治30（1897）年頃までに視点を向け、主として制度史的に明らかにしようとするものである。

III 方 法

文部省年報、石川県史料、石川県教育史、金沢市史、石川県並びに同県における各市・各郡の学校教育に関する報告書、その他学校史を中心とした学校教育に係る諸文献を主な史・資料とする。

IV 結果と考察

1. 小学校の女児体育

明治5（1872）年の「学制」による近代教育制度の発足以来、わが国の初等教育は今日まで幾多の制度的変革を繰り返してきた。初めに、明治20年代までのこうした変革について概観することにする。

欧米の近代教育思想を導入し、個人主義・実学主義の学問観に立って国民皆学・就学義務を説いた「学制」は、小学校を尋常小学、女児小学、村落小学、貧人小学、小学私塾及び幼稚小学に区別し、尋常小学を上下二等とし、修業年限を8か年とした。その後、「小学教則」及び「小学教則概表」が布達されて、法規上の小学校教育は整備を完了したのである。わが国の小学校は寺小屋・私塾などを母体に成立したと言われているが、この学校の設置とともに重要な問題は子どもたちを学校へ就学させることであった。当初、各府県のさまざまな就学督励策にもかかわらず就学状況は極めて悪く、特に女子の就学率は低かった。女性を軽視・差別する旧来の社会慣行が根強く、「女子に学問は不必要」であるという風潮が支配的であった。^{(7),(8)}

上記の事情は、石川県も例外ではなかった。明治6（1873）年、権令内田政風は女児就学の布達を発し、父兄に女児の就学を勧めた。⁽⁹⁾ その概要は、6歳以上の女児に読書、筆算、裁縫及び修身を教え、「女小学校」を金沢町に設け、それを県下に普及させていくというものであった。その布達直後、最初の女児小学校である松原町女児小学校が誕生している。⁽¹⁰⁾ その後、明治8（1875）年までに21校の女児小学校が県内に設立され、明治6（1873）年に7%であった女児の就学率が同10（1877）年には46%と向上した。⁽¹²⁾ なお、当時の石川県における女児教育には男・女児ともに在学していても、その実際は「必ス教場ヲ異ニ」して行なわれるという特徴が見られた。⁽¹³⁾

明治12（1879）年、政府は「学制」を廃止し、「教育令」を定めて制度の転換を行なった。前者では13歳までに義務教育を終えることが原則とされたが、後者では1年に4か月ずつ4か年で義務教育を終えることができるようになった。「教育令」は学校の設置、設備、管理、学科目、教科内容など、全ての点で「学制」より自由なものに改訂されていたので、「自由教育令」とも呼ばれた。それによれば、小学校の学科は読書、習字、算術、地理、歴史、修身など

の初歩で、土地の情況により野画、唱歌、体操を加え、また物理、生理、博物などを加え、特に女子に裁縫を設けることができることになった。誕生間もないこの「教育令」も、明治13(1880)年早くも改正されたが、その意図は就学義務制を厳格にし、集権的干渉主義の教育行政体制の確立にあった。その内容を具体的に示したものが、同14(1881)年の「小学校教則綱領」である。この綱領は、小学校を初等科、中等科、高等科に分け、初等科及び中等科を3か年、高等科を2か年とし、最低年限を3か年とした。学科目については、初等科では修身、読書、習字、算術の初歩、唱歌、体操が、中等科では初等科の教科目に地理、歴史、図画、博物、物理の初歩が加えられ、女子に裁縫が、高等科では中等科の教科目に化学、生理、幾何、経済の初歩が加えられ、女子のために経済などを家事や経済大意に代え得るものとした。明治18(1885)年、再度の改正をうけた教育令も同19(1886)年の「小学校令」の制定によって廃止されたが、この10年代は「国家の教育方針が明確になりはじめ、その方針にのっとり一方で現実の情況をにらみ合せつつ学校教則の整備が進められた時期⁽¹⁴⁾」であった。

わが国の教育政策史上一時期を画したと言われる「学校令」は、初代文部大臣に就任した森有礼(1848-'89)が「実用主義と国粹主義とを調和した国家主義と道徳主義の思想に基づいて⁽¹⁵⁾」企画されたものであった。この「学校令」の一つである「小学校令」では、小学校は尋常・高等の二等に分けられ、修業年限はそれぞれ4か年と定められた。また父母・後見人に対し、尋常小学校を卒業させる義務を負わせ、小学簡易科の設置も認められていた。なお尋常小学校の学科を修身、読書、作文、習字、算術、体操とし、土地の情況によって図画、唱歌を加えることができるものとした。高等小学校の学科は尋常小学校の学科に地理、歴史、理科を加え、女子に裁縫を、土地の情況により英語、農業、手工、商業を加えることができるものであった。先に述べた小学簡易科の制度は、就学不振打開のためのものであり、尋常小学校を代用する制度で明治23(1890)年の「小学校令」改正まで続いた。

石川県では、小学簡易科の設置も多く女兒小学校への就学とともに女兒の就学率は、明治21(1888)年から同24(1891)年にかけて平均約59%と全国平均を大きく上回った。⁽¹⁶⁾ 学校種別数を金沢区で言えば、明治20(1887)年で高等科2校(内女兒校1)、尋常科18校(内女兒校7)、簡易科19校(内女兒校6)であった。⁽¹⁷⁾ 20年代の女子初等教育は、上記のような三形態で実施されたのであった。明治23(1890)年の「小学校令」の改正に伴い、「小学校設備準則」、「小学校教則大綱」、「学級編制ニ関スル規則」など、多くの関係法規が制定された。

(1) 学制・教育令期の体育

石川県では、文部省が明治5(1872)年に示した「小学校教則」に準拠して、翌年「第三大⁽¹⁸⁾学区石川県管内小学教則」が公布された。それによれば、「小学校教則」にとりあげられなかった「体操」が下等及び上等小学校にとりあげられていた。「体操」は「一周六時」間配当されていたが、その内容並びに実施の有無については不明である。明治7(1874)年、この教則が改正され、「体操」は「授業時間ノ中五、六分宛休暇トシ一日兩三度体操ヲサシメ或ハ各課程終テ後十分許ナサシムル等校ノ適宜ニヨル其業ハ師範学校板体操図ニヨルヘシ」(下等小学)、「下級ノ如シ尤教師ノ意ニ任ス」(上等小学)とされた。⁽¹⁹⁾ ここに初めて「体操」の指導内容と指導方法が具体的に示されたわけである。この師範学校板体操図とは東京師範学校蔵版のことであり、⁽²⁰⁾ 内容は徒手体操である。この教則改正には、百束誠助三等訓導が中心的役割を果たした。

百束は、山形県出身で明治7(1874)年6月東京師範学校小学師範学科を卒業している。⁽²¹⁾百束は東京師範学校在学中、上記体操図に示された体操を実践した人物であり、石川県初等教育界に初めて近代的な体操を導入し、指導した人物である。明治8(1875)年、この体操の取り扱いは、「小学教則条例改正」により下等・上等小学校ともに「時間ノ休暇ニ於テ最モ教師意ニ任ス」⁽²²⁾となったが、この体操図による体操の指導は一部の小学校で実践されていたものと思われる。このことは「石川県集成学校附属小学教則」に「最初ノ一時間ニ復読ヲナサシム而シテ時間ノ休暇毎ニ体操ヲナサシム」⁽²³⁾とされ、「百束誠助……之ヲ教授セシム」と記されていること、あるいは、百束が東京師範学校を卒業した翌年から同10(1877)年にかけて、石川県人である上村要二郎、長尾含(以上明治8<1875>年7月卒)、内山行貫(明治8<1875>年10月卒)、神保龍玄(明治8<1875>年11月卒)、三輪正(明治9<1876>年10月卒)、松沢吉太郎(明治10<1877>年10月卒)らが同校を卒業、上村と内山が石川県師範学校に奉職しているように、漸次指導者層が増加していったことからうかがい知ることができる。⁽²⁴⁾前記教則は、明治11(1878)年更に改正されている。「小学科準則」がそれで、翌年示達された「小学科準則凡例」並びに「小学準則条例及施行順序」⁽²⁵⁾によれば、小学科は村落対象の第一号準則科(修業年限3年)、市街地対象の第二号準則科(同前4年)及び第二号準則科卒業生対象の第三号準則科(同前4年)の三形態に編成され、特に第三号準則科では男女別の教則が適用されるようになった。第二号準則科及び第三号準則科では、「体操」は学科目として位置づけられ、その内容は「体操書ニ依リ毎日三十分之ヲ為サシム 但時間ヲ伸縮スルハ教員ノ意ニ任ス女子ハ体操ヲ換フルニ遊戯ヲ以テス」というものであった。この改正で注目すべきことは、体操科指導における男女別の取り扱い方が教則上初めて打ち出されたことや、「体操」科の内容が体操図から体操書にかわったことであろう。この女児に遊戯を課することは他県にも見られ、例えば、福井県では、女児に「嬉戯或ハ弄鞠ノ類」⁽²⁶⁾(明治9<1876>年)を、三重県では「小学体操書ニヨリテ之ヲ授ク。(女子ハ遊技ヲ以テ之ニ代フ)」⁽²⁷⁾(明治12<1879>年)というように、それは全国的な傾向であった。この小学科の遊戯は、体操書に記載されていた遊戯も参考にされたであろうが、福井県に見られたような日常の伝承的遊戯が主であったと考えられる。

次に、この「第三号女児小学準則」の制定と関連して、先述の女児小学校の状況について検討を加えておこう。当初、女児小学校の学科目は「読書・筆算・裁縫・修身口授」(明治7<1874>年には手芸が加えられる)⁽²⁸⁾で始められた。当時の賢坂辻女児小学校卒業生も学習状況について報告しており、⁽²⁹⁾明治10年頃までは遊戯らしきものさえも指導されなかったようである。その後、「第一一大区女児小学(石川郡)教則」も示しているように、「小学準則」に呼応して上記学科目に「嬉戯」も加えられるようになり、⁽³⁰⁾簡易小学校として出発した女児小学校も時代の要請に対応しながら漸次その内容を充実していった。

「教育令」が制定されると、石川県は、明治13(1880)年4月、模範教則とも呼ばれた「石川県小学教則」⁽³¹⁾を定めた。この教則では、小学校は尋常科(第5級～第1級)と高等科(第4級～第1級)に分けられ、体操は「毎日他課時間外大約三十分以下之ニ同シ諸種ノ嬉戯及ヒ運動ヲナサシム」、但し、尋常科第3級～第1級の「女児ハ適宜タルヘシ」と規定された。従来遊戯だけであった女児における体操科の内容に「運動」が加えられたのである。この「運動」は広い内容を持ち、当時活用されていた「体操書」に示されている徒手運動、手具の運動、器

械運動、走・跳・投など「遊戯」以外の身体的活動も含まれていた。この模範教則の採用は自由であったため、県内では教則の自由編成が行なわれた。時に体操科では、⁽³²⁾ 女児対象の「運動」への対応が問題となった。例えば、「鳳至・珠洲教育協議会日誌」には、「東京幼稚園ニ行ハルヽ運動唱歌ヲ女児ノ運動ヘ加ヘタシトノ動議モアリタレトモ賛成者ナクシテ消滅シ……」と記され、大聖寺町の女児小学校である京達小学校の沿革史には、明治14(1881)年3月「卅一日生徒一統石動山ニ運動ス」⁽³³⁾と記されており、女児に対する「運動」指導の問題は石川県初等教育界の大きな関心事であった。

明治14(1881)年、石川県は「石川県学事通則」を発し、教則の編成権を県にもどし、文部省の「小学教則綱領」に基づいて「石川県小学教則」⁽³⁴⁾を定めた。この教則では、小学校は初等科、中等科、高等科の三科に分けられ、体操科には遊戯(初等科1~2年)、徒手運動(初等科3年、中等科4~5年)、器械運動(中等科6年、高等科7~8年)が配当された。なお、この指導内容とともに、「教授要旨」としての体操科における目標も提示された。しかし、その実施については「毎日授業時間外ニ於テ大約二十分時間適宜之ヲ課ス」というもので、従来の教則の域を出なかった。また上記の通則には、体操科に専門の教員を配置すること、遊歩・体操のための場所を設けることなどが規定された。こうした体操科に対する県当局の積極的な取り組みは、近い将来必須教科として体操科が位置づけられることを予知したものであった。即ち、

明治17(1884)年の教則改正によって、体操科は必須教科として正式に位置づけられたわけである。⁽³⁵⁾ 明治17(1884)年の石川県年報が「体操科ハ稍教員其人ヲ得タルヲ以テ山間僻陬ノ外ハ大概実施スルヲ視ル……」⁽³⁶⁾と報告しており、この教則改正時の前後には、体操科専任の教員の配置や体操場の設置など、⁽³⁷⁾ 管理面での努力が県当局によってなされた。こうした動きのなかで、民間でも「各小学校ノ請求ニ応シ……体操用器械ヲ製造」といった事例も見られた。⁽³⁸⁾

この教則改正によって最も苦慮した点は、体操科における女児の指導内容であったかも知れない。明治18(1885)年に石川郡の学務委員が、当局に対し女児小学校である「南小学校校舎ハ従来狭隘ナルヲ以テ……体操ニ充ツヘキ場所無之ニ付追テ其場所相設候迄該科停止致シ度相同」⁽³⁹⁾を提出したり、羽咋郡教育諮問会では、「女子体操ノ可否」⁽⁴⁰⁾(明治19<1886>年)が討議されていること、あるいは改正年時から1~2年遅れて女児小学校に体操が指導され始めたことなどは、その間の事情を物語っていた。⁽⁴¹⁾ この女児に課せられた体操科における体操は、明治15(1882)年に和田権五郎(1854?-1931)が体操伝習所より持ち帰り普及した「新制体操法」であった。⁽⁴²⁾ 明治19(1886)年頃よりこの体操法を学んだ石川県師範学校出身の教員が教育界に活躍するようになったこと、⁽⁴³⁾ また同年3か月間女教員対象の体操講習会が開催されたことなどからもこのことは明らかである。一方、伝承的遊戯から始まった体操科の遊戯にも、新しい教材を求める動向が出始めていた。当時、数少ない遊戯指導の手引書であった「戸外遊戯法」が、⁽⁴⁵⁾ 県下の小学校でも活用され、その指導の充実に貢献した。特に唱歌遊戯の登場は新しい動向の一つで、⁽⁴⁶⁾ 「石川郡学報」は、当時行なわれた同郡小学校の「体操運動会」報告に「女児ハ種々ノ遊戯ニ唱歌ヲ交ヘリ」と記している。この唱歌遊戯の導入は、新しい女児遊戯の展開として注目すべきことであった。唱歌遊戯は唱歌と遊戯の結合したもので、両者の採用状況が問題となる。⁽⁴⁷⁾ 石川県の女児小学校では明治15(1882)年頃から唱歌指導が始められており、石川県師範学校では同18(1885)年から開始されている。⁽⁴⁸⁾ 以後、この唱歌遊戯は、女児遊戯の主流となるのである。⁽⁴⁹⁾ 前述したような運動会活動や遠足の実施も明治10年代後半に入り活発化しており、

こうした課外活動的運動の台頭もこの期における新しい動向の一つであった。

(2) 小学校令期の体育

従来、教育の根本を示すものである教則は文部省の指示のもとで地方の実情に応じて編成されていたが、明治19(1886)年の「小学校令」以後、教則は全国一律に適用されるようになった。こうした教育の国家統制的な姿勢は当時の森文相の「国家第一主義」から生まれたもので、この姿勢は、以後数回の改正によってより強化されていった。その強化は、特に修身科と体操科に見られたようである。

明治19(1886)年の「小学校令」では、「体操」科は必修とされ、「幼年ノ児童ニハ遊戯稍長シタル児童ニハ軽体操男児ニハ隊列運動ヲ交フ」とされ、新たに隊列運動が加えられた。石川県では、文部省令第8号による「小学校ノ学科及其程度」に基づき「小学校学科及程度実施方法」⁽⁵⁰⁾を定め、明治20(1887)年4月より実施に移した。それによれば、尋常小学校(第1学年～第4学年)には遊戯、準備法、軽体操が、高等小学校(第1学年～第4学年)には軽体操及び隊列運動が各々週3時間配当された。準備法とは、集合・解散、整容・体息、番号・整頓などを含む活動で、「人身自然ノ姿勢、歩調、分列等総テ体操ヲ為サントス前ニ於テ、緊要ノ用意ヲ教授スル為」⁽⁵¹⁾のものであった。また軽体操とは準備法、矯正術、徒手体操、啞鈴体操、球竿体操を含むもので、明治21(1888)年兵式体操と改称された隊列運動は「兵式教練の徒手で行なわれる集団行動」⁽⁵²⁾であった。⁽⁵³⁾

体操科における女児への対応は教育令期から見られたが、その進展は遅々たるものであった。当時女子の初等教育に対する一般社会の考え方は、「石川県尋常科高島小学校下村民気風ノ概略」⁽⁵⁴⁾に見られる「女子ハ徒裁縫ノミニシテ事足ル可シ何ソノ他ノ学科ヲ科スルヲ要センヤ……学校ニ於テ唱歌及ヒ体操ヲ科スルヲ殊ニ嫌ヒ学校ハ何ノ所ソ我カ室トスル子女ヲシテ芸者ノ所業ヤ獅子舞ヲナサシムルヲ欲セスト云フニ在リ……寧ロ我家ニ帰ラシメ農事ニ従フハ一層利益ヲ得ヘシ」というものであった。従って、教育現場でも、鹿島郡尋常科七尾小学校での「女子部ハ普通体操ノ稍活発ナルモノヲ演習セリ」⁽⁵⁵⁾という事例もあるが、能美郡尋常科土室小学校⁽⁵⁶⁾や河北郡百坂小学校⁽⁵⁷⁾の事例のように、体操を課さなかったり、体操を唱歌に振り替えたりする事例も多く見られた。こうした社会状況や教育情勢の中で、県当局は県下女子小学教員の短期養成を目的とした「石川県女子講習会規則」⁽⁵⁸⁾(明治22<1889>年)を設けて改善を図った。この講習会は石川県尋常師範学校内でもたれ、養成期間1か年であった。その講習内容に「遊戯 単音唱歌」を主体とした「唱歌及体操」が含まれていた。この開設は、早急の対応を必要としていた女子初等教育界における教員不足打解に対する県当局の苦慮の表われであった。一方、男児の体操では、「小学校生徒隊伍編成規程」⁽⁵⁹⁾(明治21<1888>年)が定められ、兵式体操の偏重傾向が強められていった。このことは、明治22(1889)年の石川県学事報告の中に「体操ハ一般ニ兵式ニ偏重スルノ傾アリ甚シキハ殆ント普通体操ヲ課セサル処アルカ如シ」⁽⁶⁰⁾という報告からも明らかである。なお、男子の兵式体操偏重の姿勢は、例えば、江沼郡山代小学校の「本校男児生徒赤白ノ二組ニ分チヌ別ニ女子隊ヲ編成シテ山代字大平山ニ至リ遊戯体操旗奪等ヲナセリ」⁽⁶¹⁾の記録にも見られるように、女児の体操科における指導内容にも少なからず影響を与えた。

明治23(1890)年、「小学校令」が改正され、同24(1891)年には「小学校教則大綱」も打

ち出されて道徳教育と国民教育を強調した教育目標や学科目標が明示された。⁽⁶²⁾ 小学校は修業年限3年と4年の尋常小学校と修業年限2年、3年ないし4年の高等小学校の二種とされ、その他実業教育のための一部学科の附設などでもできるようになった。この大綱で示された体操科の目標は「身体ノ成長ヲ均斉ニシテ健康ナラシメ精神ヲ快活ニシテ剛毅ナラシメ兼テ規律ヲ守ルノ習慣ヲ養フ」ことであった。このように、体操科の目標は、従来の身体的目標に精神的目標も加えられ拡大されたのである。

石川県は「改正小学校令」に基づいて、明治25(1892)年、「石川県小学校教則」及び「各教科目ノ程度及毎週教授時間配当表」を規定した。体操科では両小学校とも男女別の教科課程が編成され、女兒の指導内容は遊戯及び普通体操とされた。当時の女兒体操科の実施状況の一端は、「石川県小学校実施諮問条項答申」⁽⁶⁴⁾ (明治26<1893>年)によって報告されている。それによると、金沢市、鹿島郡、珠洲郡、羽咋郡、鳳至郡では女兒に遊戯及び普通体操が課せられ、石川郡、河北郡、能美郡では遊戯だけが課せられていた。なお、高等小学校で女兒に普通体操が課せられたのは、金沢市だけであった。この女兒体操科の指導内容を小学校令期初期と比較したとき、かなりの進展がみられるが、未だ地域毎の較差は大きかった。それは、石川郡や河北郡が「是県下ノ因襲ニシテ一般ニ其違法ヲ尤メズ」⁽⁶⁵⁾、「父兄ハ一般ニ女子ニ体操ヲ為サシムルヲ好マス強テ之ヲ課セントスル時ハ却テ就学ヲ減スルノ傾キアル」⁽⁶⁶⁾と報告しているように、女性に対する封建的な社会的因襲が背景に存在したからであろう。

一方、遊戯は体操と異なり前述のような県下全域に普及し、内容の充実が見られた。その内容を運動会(明治25<1892>年~同31<1898>年)の演技種目によって検討したとき、「風くるま・家鳩・小猫・渦く水・民草・霞か雲か・蓮華の花・進め進め・花門くぐりなどの唱歌遊戯、蜘蛛・ポイナイズ・観兵式・七宝行進・車・十字行進・方形行進などの行進遊戯、西洋鬼などの競争遊戯」が指導されていた。「石川県尋常師範学校附属小学校唱歌教授細目」⁽⁶⁸⁾ (明治26<1893>年)には、「尋常一二学年ニ於テハ主トシテ遊嬉ノ唱歌ヲ授ク是遊嬉ノ課スルニ必要ナレハナリ」と示されており、特に低学年において唱歌と遊戯が密接に関連して発展したようである。当時の行進遊戯は歌に合わせて十字や方形に行進する程度のものであり、明治26(1893)年に文部省が女子の競争遊戯における不適切性を指摘したこともあり、⁽⁶⁹⁾ その実施も低調であった。なお、遊戯の手引書として「遊戯ノ技折」(明治27<1894>年発刊)が能美郡で使用された記録もあり、⁽⁷¹⁾ 先に出版されていた「戸外遊戯法」とともに活用されたものと思われる。以上のように、遊戯は、この頃から多様化の傾向を強め、低学年及び女兒のための主要な教材として位置づけられていったのである。

教育令期に始まった女兒参加の運動会や遠足は、小学校令期に入りますます盛んとなった。⁽⁷²⁾ 明治27(1894)年9月には、金沢市内小学校女兒の運動会が大乗寺山で開催されるなど、⁽⁷³⁾ 女兒だけの運動会が実施されるまでに発展した。また遠足も、初期には「遠足運動会」とも呼ばれたように、⁽⁷⁴⁾ 運動会と関連しながら活発化していった。遠足時の女兒の服装が問題視され始めたのもこの頃である。女兒の就学問題ともからみ、⁽⁷⁵⁾ 県当局は遊歩運動に際し、「女生徒ニ於テ盛粧ヲ競フカ如キハ為ニ無用ノ費ヲ為スニ至リ其弊少シトセス」と学校長に訓告している。こうした女兒の課外活動発展の背景には、国家的立場で眺めた場合、「教育勅語」を中心とした国家主義思想の強化、⁽⁷⁶⁾ 戦時体制への整備、あるいはそれに伴う「体育及衛生ニ関スル訓令」など

に見られる体育奨励策⁽⁷⁷⁾などがあつた。しかし、現場では、運動会に教育の理解を深め就学を促進するという配慮があり、遠足にも「娯楽性、訓練性及び集団性といった体育的価値」以外に、直観教授性⁽⁷⁸⁾という教科的・方法的価値を求めるといふ動向が見られたのである。

2. 女学校の体育

師範学校は「学制」(第39章)で教員養成を行なう学校であると規定された後、明治12(1879)年の「教育令」及び同13(1880)年の「改正教育令」によって府県による設置とその設置義務が明らかとなった。翌14(1881)年には、「小学校教則綱領」「中学校教則大綱」とともに「師範学校教則大綱」が定められ、師範学校の教育内容が規定された。同大綱によれば、「学校制度上師範学校の位置は、学科の程度からみて、中学校程度、もしくはそれ以下の学校であつた」⁽⁷⁹⁾とされている。明治16(1883)年には、「府県立師範学校通則」が定められ、師範学校の設立及び管理についての総合的な規定が打ち出され、「師範学校教則大綱」とともに師範教育における内容の整備と統一化が促進された。わが国の近代教育制度の基本計画は、初代文部大臣森有礼によってなされたと言われる。森文相は、就任後の翌年「帝国大学令」「師範学校令」「小学校令」「中学校令」の四つの学校令を制定している。この「師範学校令」で師範学校の目的や教員の資質が明示され、高等と尋常の学校種別、経費の負担者、卒後の資格などが規定された。その後、この法令に基づいて学科とその程度、生徒募集、卒業生の服務義務、学資支給などの諸規則も定められ、師範教育の制度並びに内容が体系化されたのである。森文相は、普通教育の刷新を師範教育の改革に求め、「教員養成教育において、教員として適切優良な人物を養成することが基本である」と考えた⁽⁸⁰⁾。そうした師範教育重視の姿勢は「師範学校令」規定の「順良 信愛 威重」という教員の特性を示す三気質にも見られ、この教育における人物養成は全寄宿舎制と兵式体操重視の軍隊式訓練によって具現化された。後に、いわゆる「師範タイプ」と言われた教師像は、このような制度的な特質から生まれたものであろう。

明治7(1874)年から同19(1886)年頃までの女子尋常師範教育(以下、尋常を省略)は、地方の教育事情により単独の女子師範学校、あるいは男女併学の師範学校という形態で行なわれていた。従って、その目的、教育内容、修業年限などは同一でなく、地方色の濃いものであつた。明治18(1885)年、財政上の事情から女子師範学校はすべて男子師範学校に併合された後、「師範学校令」公布前後から師範学校女子部(例えば、明治20<1887>年には1府16県において設置された)とする動きが出始めた。こうした動きの中で文部省は「師範学校令」に伴う細則である明治19(1886)年5月制定の「学科及其程度」を改正しているが、その明治22(1889)年の改正版によれば、女子に課すべき学科は倫理(明治25<1892>年、修身と改める)・教育・国語・数学・地理・歴史・理科・家事・習字・図画・音楽・体操で、修業年限が3年とされた。ここに初めて女子師範教育の基礎が出来上がったのである。その後、この「学科及其程度」も再改正され、「師範教育令」(明治30<1897>年)の公布まで女子師範教育の内容は漸次整備・充実されていった。

高等女学校の発展は「学校令」時代に入っても極めて遅々たるもので、高等女学校に関する特定の法規も長らく存在しなかつた。明治24(1891)年、「中学校令」が改訂され、「高等女学校ハ女子ニ須要ナル高等普通教育ヲ施ス所ニシテ尋常中学校ノ種類トス」と規定されたのが最初である。明治28(1895)年には、「高等女学校規程」が定められ、学科課程・修業年限・入

学資格に関する規定ができ、本格的に整備されていった。

1) 女子師範学校の体育

地方の教育事情によって独自の教育形態がとられていた発足当初の女子師範教育については、前述の通りであるが、石川県も例外ではなかった。師範学校の校名変更の激しさも示すように、明治20(1887)年頃までの女子師範教育は不安定なものであった。「石川県教育史」によれば、石川県における師範教育は、明治7(1874)年8月に設置された集成学校に始まる。また女子師範教育は、明治8(1875)年5月、金沢の松原町女児小学校内に女教員2名と生徒20名をもって下等小学師範科を内容とした石川県女子師範学校を誕生させたことに始まる。ちなみに、この石川県女子師範学校の創立は、わが国の地方における女子教員養成機関として全国最初のものであり、石川県における唯一の女子中等教育機関でもあった。同年9月、運営上の問題からこの女子師範学校は石川県師範学校へ移転、教職員は男子校である石川県師範学校から派遣された。その後、明治10(1877)年までに富山及び福井に分校が設立され、校名も石川県第一女子師範学校(金沢)、石川県第二女子師範学校(富山)、石川県第三女子師範学校(福井)と改称されている。当時、女子師範学校を開設したのは岡山県と愛媛県だけであり、石川県当局の女教員養成に対する熱意がうかがえる。しかし、こうした充実にもかかわらず、それは広汎な教員需要を満たすものではなかった。明治10(1877)年の石川県第一女子師範学校の卒業生が9名であるように、「交通未発達の際として、金沢を遠くはなれた僻地の教員養成はいろいろと至難な点が多かった」のである。明治13(1880)年以降、石川県では、管下における女子師範学校の校名変更や分離を行ない、同16(1883)年11月には石川県師範学校女子部を再出発させている。その後、県は「師範学校令」の公布により石川県尋常師範学校女子部と改称、この法令に基づく県関係の諸規定を定め、女子師範教育における内容の充実や校舎・設備の整備を図った。

(1) 学制・教育令期の体育

石川県師範学校の教則の中に学科目として「体操」が登場したのは、明治8(1875)年7月の「石川県師範学校教則改定」からであり、また女子師範学校の場合、明治9(1876)年の改正教則からである。その改正教則によれば、男女校とも「体操ハ此時間ノ外タルヘシ」とあり、「体操」は学科目として位置付けられただけで、実際は授業時間外の取り扱いであった。従って、他教科に見られるような具体的内容は明示されず、その実施も不明な点が多い。しかし、内容に関しては、明治7(1874)年の「石川県小学教則」に「体操」科は「授業時間ノ中五六分宛休暇トシ一日両三度体操ヲナサシメ或ハ各課終テ十分許ナサシムル等校ノ適宜ニヨル其業ハ師範学校板体操図ニヨルヘシ」と記されており、この「師範学校教則」中の「体操」は東京師範学校板体操図であったと考えてよいだろう。またその実施の有無についても、当時東京師範学校卒の教員が着任していたことや、体操場が設けられていたことなどから、少なくとも石川県師範学校では業間あるいは課外で指導されたと考えるべきであろう。明治10(1877)年制定の「女子師範学校通則」を見ると、学科内容は石川県師範学校の学科内容に比して簡単なものとなり、しかも女子向きの「手芸」、「治家学」(治家、経済、料理術)、「教育法」(体の教、心の教、道の教)、体操に代わる「嬉戯」などの学科が採用されている。制定当初、この「嬉戯」は「当分欠ク」とされていたが、明治8(1875)年頃、「嬉戯」を既に導入していた愛知師

範学校で学んだ土師雙他郎が同9(1876)年石川県師範学校訓導として着任していること、⁽⁹⁵⁾同11(1878)年から小学校でも「嬉戯」が導入されたこと、あるいは同10(1877)年頃の教科書にイギリスの遊戯を紹介した「童女筈」が用いられていたことなどから、⁽⁹⁷⁾教則制定間もなく遊戯主体の「嬉戯」が実施されたものと考えられる。

明治14(1881)年の「師範学校教則大綱」に「体操ハ適宜之ヲ授クベシ」と示されたことを受け、石川県金沢師範学校は「心理学ノ如キ体操唱歌ノ如キ其新ニ加フル所ノ学科」⁽⁹⁸⁾開講の準備に入った。即ち、同校では、明治15(1882)年1月、同校二等助教諭和田権五郎を体操伝習所⁽⁹⁹⁾の第1期伝習員として、また、同年8月、土師雙他郎、原政矩及び堀敷矩の3名を教育心理と体操の師範学科取調員として東京師範学校と体操伝習所へ留学させている。⁽¹⁰⁰⁾和田が帰県した1か月後の明治15(1882)年8月、「石川県金沢師範学校規則」並びに「石川県金沢女子師範学校規則」が改定されている。それによれば、「体操」は「気血ノ運動ヲ善クシ身体ヲ強壯ニシ且其術ニ熟スルヲ主旨トス故ニ徒手又ハ棍棒唾鈴等諸器械ヲ用イテ種々ノ運動法ヲ授ケ筋肉ノ伸縮其度ヲ得血液ノ循環其宜ニ適シ並ニ小学児童ニ授クヘキ遊戯及ヒ運動ノ方法ヲ練習セシムルヲ要ス」とされ「定時限外毎日(土曜日ヲ除ク)三十分」課せられるようになった。⁽¹⁰¹⁾この規則改正後、和田は当時体操伝習所で改良された新制体操法⁽¹⁰²⁾を石川県金沢師範学校の体操科に導入し、体操科の指導内容を一変させ、更に、土師や原が帰県(明治16<1883>年7月)するや、これら兩名とも協力して、その普及に盡力している。⁽¹⁰³⁾新学科導入時の師範教育の状況について、明治16(1883)年の石川県年報は、次のように報告している。⁽¹⁰⁴⁾

主トシテ心理学教育学学校管理法教授術体操ノ教授ニ従事セシヲ以テ大ニ該諸科ノ面目ヲ一新シ体操ノ器械等漸次整備シ教授方モ随テ緒ニ就キタリ。

この報告は男子校中心の報告とも考えられるので、女子校の対応に関して更に検討する必要がある。当時の女子校は男子校と同敷地にあり、男子校教員が兼務でその教育に当たっていた。しかも明治15(1882)年の改正規則における体操科の内容は、男子校、女子校とも同一であった。しかし、その内容には女生徒にとって学習の困難と考えられていた器具演習も含まれており、女子校ではそれを全面実施したとは考えられない。即ち、この改正教則は形を整えただけであり、新制体操法導入当初は従来の「嬉戯」の指導が中心であったと考えるべきであろう。石川県のように教則の中に「徒手演習器具演習」を採用した学校には、例えば、青森県女子師範学校⁽¹⁰⁷⁾や新潟学校女子師範学科⁽¹⁰⁸⁾などがあった。石川県師範学校女子部では、明治17(1884)年8月、教則を改正し、従来業間あるいは課外に行なわれていた体操科の指導を週2時間(軽運動<新制体操法>)定時限内に実施するように改めた。⁽¹⁰⁹⁾明治17(1884)年の石川県年報は、「女子ノ体操ハ従来実地ニ施行セサリシヲ改則ト共ニ実施セリ」と記している。⁽¹¹⁰⁾ここに初めて体操科が、学科目として確立したのである。その意味で、時勢に遅れまいとする県当局の理解は勿論のことであるが、和田ら研修員の帰県後に見られた新制体操法普及の努力は、女子師範教育上評価すべきものがあつたと言えよう。

石川県師範学校女子部の明治17(1884)年教則改正後における体操科指導内容に関しては、明治18(1885)年刊行の土師雙他郎校閲・和田権五郎編輯「普通小学体操法」によりその一端をうかがい知ることができる。⁽¹¹¹⁾

同書の内容は「整頓法」、「矯正術」、「徒手演習」、「唾鈴演習」、「球竿演習」、「二人球竿演習」、

「木環演習」及び「棍棒演習」であり、領域毎に小学校児童及び女生徒に関しての実施方法が詳細に解説されている。特に女生徒に対しては、「二人球竿木環ヲ除キ他ハ皆女子ニ授クルモ妨ケナシ」という見解が貫かれ、各演習には次のような配慮が見られた。即ち、「整頓法」では「駈足法」⁽¹¹²⁾、「二人球竿演習ニ距離ヲ取ル法」⁽¹¹³⁾、「木環演習ニ距離ヲ取ル法」及び「矯正術徒手唾鈴球竿及棍棒演習ノ距離ヲ閉ツル法」⁽¹¹⁴⁾の除外、「徒手演習」と「唾鈴演習」では「歩尺」（歩幅）の縮小と股間の「密附」⁽¹¹⁵⁾、「球竿演習」では「歩尺」の縮小、その他唾鈴及び棍棒の重量軽減などが示されていた。同書を明治15（1882）年刊行の体操伝習所編「新制体操法」と比較したとき、同書の内容は「新制体操法」のそれと類似点の多いものであったが、同書には、①絵図が用いられ、しかも解説が詳細であること、②小学校児童や女生徒に対する具体的な配慮が指摘されていることに特徴が見られた。なお、この書の刊行の背景には、これをもって県下の小学校に新制体操法を普及しようとする意図があったと考えられる。従って、この書は当時行なわれた各地の伝達講習会でも利用され、その普及に成果を挙げたものと言えよう。

なお、和田らは、翌年、この書に続いて小学校児童対象の整頓法と行進法を内容とした「普通小学運動法」⁽¹¹³⁾を金沢で刊行している。当時の「小学校実況諮問条項答申」⁽¹¹⁴⁾の中でも答申されているが、この新制体操法の普及のために和田ら4名の留学生は努力した。

(2) 師範学校令期の体育

明治19（1886）年4月に「師範学校令」が公布され、石川県は同年12月「文部省令」（第9号）⁽¹¹⁵⁾に基づいて「石川県尋常師範学校学科及其程度実施方法」を定めた。これによると、体操科では、尋常科1年から4年までの女生徒に「準備法、矯正術、徒手・唾鈴・棍棒・球竿等諸法」を内容とした「普通体操」が、週3時間課せられることとなった。またこの時体操科教科書には、「新制体操法」（体操伝習所編）⁽¹¹⁶⁾が採択されている。当時の女子部体操科では、女生徒向きに改良された新制体操法が実施されていた。「文部省第13年報附録」中の石川県年報は、「体操ハ東京師範学校女子部ノ法ヲ斟酌セシヲ以テ従前ニ比スレハ稍々柔順ニシテ女子ノ体格ニ適スルモノ、如シ」と⁽¹¹⁷⁾、その時の指導状況を報告している。なお、女子部では、服装の改善や活力検査の実施などの新しい動向も見られた。明治20（1887）年度に入ると、授業時の服装は、従来の「ゾロリとした着物」から「束髪に、木綿の着物、同じく縞の袴、歩くとキウキウ音を出す靴」⁽¹¹⁸⁾に改善され、体操時も「筒袖に袴、たすきがけ」⁽¹¹⁹⁾の服装に改められた。一方、明治21（1888）年から、今日の身体検査とも考えられる「活動検査」^{(120),(121)}が実施されるようになった。この「活力検査」の内容は、「身長、臂囲（右上・右下）、体重、肺活量、胸周囲（呼吸気時・深呼吸気時・安静呼吸時）、臂力（右手・左手）」であった。当時の社会事情は「娘たちを脱衣させるだけで大問題になった」時代だけに、この女子部の積極的な姿勢は注目すべきことであった。この姿勢の背景には、「生徒ハ20年後ノ日本人ヲ養成スルナリト云フ所以ニシテ是又今日此師範生徒カ社会一般ノ人民ニ比シテ差アル所以」⁽¹²³⁾という社会あるいは教育界をリードしていこうという森文相の師範教育理念があったと考えられる。

「小学校教則大綱」（明治23<1890>年）を受け改正された明治26（1893）年の教則によれば、女子部体操科には尋常科1年から3年まで「普通体操 遊戯」⁽¹²⁴⁾が、また同3年に「体操ヲ教授スル順序方法」⁽¹²⁵⁾が週3時間課せられることになった。なお、この時女子部では、体操科の「女生徒教科書用図書」として「普通体操法」（文部省）が採択されている。一方、遊戯は小学校

低学年における主要な体操科教材であり、その採用は当然な処置であった。この教則からは遊戯内容を明らかにできないが、女子部生徒が実習した同校附属小学校の運動会演技種目（明治26<1893>年，同31<1898>年）に唱歌遊戯や行進遊戯が見られることや、⁽¹²⁶⁾「女子にして旗奪，提灯競争，二人三脚，壹人壹脚等の運動を設けて……」⁽¹²⁷⁾という「石川県尋常師範学校刮磨会雑誌」の記事などから唱歌遊戯，行進遊戯，競争遊戯が主たる内容であったと考えられる。

終わりに、明治20年代に入り漸く盛んになった課外体育活動について、若干の検討を加えておこう。明治20（1887）年1月，石川県尋常師範学校長が「各種ノ体操及適宜ノ運動」を強く奨励⁽¹²⁸⁾，その一環として「遠足遊歩」が女子部でも頻繁に実施されるようになった。当時の遠足は、普通体操の「規則的な運動」に対して「自由的運動」と考えられ⁽¹²⁹⁾，唯一の課外体育活動であった。勿論，遠足は健康を目標にした運動形態であったが，時には運動会見学を兼ね，あるいは行進法の練習を兼ねて実施された^{(130),(131)}。この運動会見学が運動会参加へと発展したように⁽¹³²⁾，単一な遠足も近代的な運動部活動へと漸次拡大発展していくことになる⁽¹³³⁾。

2) 私立女学校の体育

明治5（1872）年「学制」が頒布され，小学校が急増していく情勢下で，女子中等教育はわずかな進展を見せたに過ぎなかった。明治6（1873）年から同10（1877）年にかけて金沢に54の小学校が開設されたが，⁽¹³⁴⁾ 女児小学校はわずか数校の開設をみたのみであり，「女に教育はいらぬもの」「女子に学問は不必要」という社会風潮が未だ根強く残っていたため，明治10年代までは中等教育を施す女学校が設けられる基盤は甚だ弱かった。勿論，こうした傾向は石川県だけでなく全国的な傾向でもあった。この困難な時期に，金沢の地にひとりの外人女性宣教師によって私立女学校が開設されている。

金沢の Winn, T. 宅に明治16（1883）年5月頃伝導のために来遊していた Hesser, Mary Katherina（1853-’94）が，「女子教育の放任されているのを見聞，自身が米国に於いて受けた高度の女子教育を日本の女子にもわかちたい」との建学の精神から，同17（1884）年10月から自宅で4名の女生徒に授業を始めた。その頃は，⁽¹³⁵⁾ アメリカではルッターの生誕400年を迎え「アジアへの伝導熱にわいていた」時期でもあり，⁽¹³⁶⁾ わが国でも欧化主義思潮によるキリスト教弾圧が軟化し「信仰の復興」が叫ばれた時期でもあった。開校当初同校は全く私塾形態をとっていたが，⁽¹³⁷⁾ 明治18（1885）年3月に設立認可を得て私立「金沢女学校」として出発した⁽¹³⁸⁾。同校の設立は，女子師範学校とともに北陸の女子中等教育に先鞭をつけ，先駆的役割を果たしたものであるとして注目しなければならない。その教育実践は宗教色の濃いものであったが，アメリカ的な近代的教育を志向したものであったことから，同校教育の発展過程には石川県教育史上評価すべきものが多く見られた。なお，同校が設立されたときの私立女学校は，法令上は「各種学校」⁽¹³⁹⁾ に属しており，明治19（1886）年以後同32（1899）年までは「諸学校通則」によっていた。従って，女学校は尋常中学校の一種というのみで教育内容などに制限もなく，そこには偏向さえ見られ，⁽¹⁴⁰⁾ 教育程度は多様性に富んでいた。反面このことは，自由な独自性のある女子教育が容易にできたことを示していた。私立金沢女学校「設置伺」にも「学齢以上の女子に普通学を授け，兼て英語を学ばしむ」と見られるように，同校では北陸女学校と改称（明治33<1900>年）⁽¹⁴¹⁾ されるまで英語主体の教育が行なわれた。開校当初，予備科2年及び本科4年の課程で出発したが，明治19（1886）年に「中学校令」が發布されると予備科を廃止，本科を5年に再編して

⁽¹⁴²⁾ いる。その後、「高等女学校令」の公布に伴っての明治33（1900）年の教則改正時まで数回の改正を行ない、教育情勢に対応しながら漸次教育内容を整備して⁽¹⁴³⁾ いる。その間、同校では、寄宿舎も設け、新しい近代的女性像を求めて「智育、体育、德育」⁽¹⁴⁴⁾ を志向した宗教色の濃い教育が展開された。

体操科は開校時から設けられており、明治18（1885）年頃までは週1時間の「徒手演習」が、同19（1886）年以後週2回（延べ1時間）の「徒手運動等軽運動」が課せられた。⁽¹⁴⁵⁾ 「北陸50年史」⁽¹⁴⁶⁾ によれば、袴着用⁽¹⁴⁷⁾ の学生に棍棒体操が指導されたという。また、「北陸学院80年史」によれば、寄宿舎では、「放課後三十分間は寄宿生の運動時間」とされ、「遊歩」主体の運動が強制的に行なわれた。こうした指導は、明治38（1905）年に体操科専任教師の雀部勝が着任するまで、すべて Hesser, M. K. を初めとした外人女教師によってなされた。⁽¹⁴⁸⁾ このことに関して岸野雄三は、次のような所見を述べている。⁽¹⁴⁹⁾

金沢女学校（北陸女学院）の初代校長米人ヘッセル（M. K. Hesser）は、明治一八年頃、唱歌時間にはオルガンを用いさせ、体操時間には生徒一同に袴をつけさせ、ダイオ・ルイス流の棍棒体操などを行わせている。体操科は週一時間であったが、女子には過激な運動をさせて徒手体操を教えるのが、この学校の方針であった。……問題は単なる一教科としての体操ではなく、素朴にして単純なこれらの運動を通じて、生徒たちが新しい世界に立たされ、未知の世界を経験したその影響力にある……当時の女学生は、かつて日本女性の庶民の生活史にはあり得なかった新しい行動の世界に引き入れられていった。……生活態度に現われた彼女たちとのこの断層を埋め、新しい「女らしさ」を形成するために、体育は役立てられたのである。

以上は私立金沢女学校における Hesser 時代を中心にしたものであるが、同校の三育の徹底した教育方針は体操科にも他教科同様の「⁽¹⁵⁰⁾ 試業」が課せられることになったことからうかがわれ、岸野が指摘しているように、体操科の指導は学生を未知の世界へと導き、新しい女性像の形成に貢献した。またこのことは、庶民にもかなりの啓蒙的影響を与えたようである。「北陸学院80年史」によれば、袴着用⁽¹⁵¹⁾ の女学生が「校庭で棍棒体操をしていると門前には市民が黒山のようにたかつて見ていた」と記されており、体操科の指導は「未だ女子教育の必要を認めず、旧習を墨守してゐた当時の金沢市民」⁽¹⁵²⁾ に大きな反響を呼んだ。

終わりに、同校における外人女教師の体操科の実践が、後に設立された女学校体育にも影響せずにはおかなかったことを附記しておきたい。「二階堂トクヨ伝」に次のようなことが記されている。「当時金沢の宣教師で、体育専門学校を出たと云うアメリカ人が居ったので、之を便りに交際して、専門的技術を教った。そして日となく夜となく体操に熱中した」と、これは後に「女子体育の母」と言われ、明治37（1904）年石川県立高等女学校に教諭として初めて着任したときの二階堂トクヨに関する記事である。この宣教師とは北陸女学校における外人女教師であったと考えられることから、二階堂トクヨの体育的出発点をこの外人女教師に求めることができ、換言すれば、北陸女学校の体育が後に創設された女学校にも重大な影響を与えたとも言えるのである。⁽¹⁵³⁾

V おわりに

以上、石川県における小学校、師範学校及び女学校で実践された女子体育に関して、その導入・形成過程の一端を制度史的に概観したのであるが、若干の知見も得られたので、それらを

まとめて結語としておきたい。

1. 石川県初等教育界に初めて近代的な体操が指導されたのは明治7(1874)年であり、それは百束誠助(東京師範学校卒、山形県出身)によってなされ、内容は東京師範学校板体操図であった。小学校体操科では、明治11(1878)年、実施上男女別の取り扱いを行なうようになり、遊戯(嬉戯)中心の運動が業間や課外で適宜実施された。選択科目的取り扱いを受けていた体操科は、明治17(1884)年には必須科目的取り扱いとなり、女兒にも遊戯に加えて体操が課せられるようになった。この体操は女子向きに改良された新制体操法と呼ばれるものであった。その導入や普及に当たって県当局は、和田権五郎ら4名の石川県師範学校教員を体操伝習所へ送って学ばせ、各地で伝達講習会を開き対応した。明治10年代後半には、唱歌遊戯を初めとした新しい遊戯教材が登場、課外活動として運動会や遠足が行事化されるようになった。その後、「小学校令」や「改正小学校令」の公布に伴って小学校体操の内容は法規上整備されていたが、実際面では必ずしも法規通りの展開は見られず、従来の遊戯主体型の指導が続いた。「改正小学校令」公布以後、女兒の遊戯は教材を多様化し、県下全域の小学校で実施されるようになったが、体操(普通体操と呼称)は社会的因襲(その他、指導教員、施設・設備の問題も挙げられるが)などが要因となって、遊戯のように県下全域の小学校に容易に普及しなかった。なお、前述の運動会や遠足は、明治20年代に入り国家主義的思潮が強まっていく中で教育的配慮も加味されて一層盛んに実施されるようになった。

2. 女子師範学校(石川県尋常師範学校女子部)における体操科は、当然のことであるが、小学校体操科の絡みで進展した。当初遊戯(嬉戯)中心の運動が定時限外で指導されたが、明治17(1884)年からそれに加えて軽運動あるいは普通体操(いずれも新制体操法を内容とする)が課せられた。この新制体操法は前述と同じく女生徒向きに改良されたものであり、遊戯は唱歌遊戯、行進遊戯、競争遊戯であった。明治20年代に入ると、女子師範教育では、一般の女子教育を先導しようとする姿勢が顕著となる。運動会や遠足の実施は勿論のこと、健康状態を把握するための活力検査が毎年実施され、体操時の服装も静的な服装から動的な服装に改善された。なお、明治26(1893)年には、体操科の教授法も指導され体操科教育の形態が本格的に整えられた。

この女子師範学校とともに、北陸の女子中等教育に先駆的役割を果たした学校に明治18(1885)年創設の私立金沢女学校(創設者、Hesser, M. K.)があった。同校の教育はスペンサー一流の三育主義を基本としていたことから、開校当初から体操科は学科目として位置づけられ、「徒手運動等軽運動」が外人女教師によって指導された。岸野雄三も指摘していることであるが、同校におけるこの外人女教師による近代的体操の実践は、女生徒の新しい女性像の形成に大きく貢献し、市民に少なからず啓蒙的影響を与えた。

註及び参考・引用文献

- (1) 成田十次郎・大場一義・加藤元和・高島実・見形道夫・輿水はる海(編著)、体育・スポーツの歴史、日本体育社、1978、p. 135.
- (2) 上沼八郎、近代日本女子体育史序説、不昧堂、1972.
- (3) 女性体育史研究会(編著)、近代日本女性体育史、日本体育社、1981.

- (4) 成田十次郎ら (編著), 前掲書。
- (5) 岸野雄三, 「女子体育に尽した人たち」, 子供と女子の体育, 第2巻5-7号, 同前第9号, 1960.
- (6) 守田頭三, 「明治期の石川県における学校体育の発達」, 石川県農業短期大学研究報告, 第4-9号, 1975-'79.
- (7) 日本女子大学女子教育研究所 (編), 明治の女子教育, 国土社, 1967, pp. 8-41.
- (8) 国立教育研究所 (編), 日本近代教育百年史, 第3巻, 1974, p. 517.
- (9) 金沢市役所 (編), 稿本金沢市史, 学事編, 第3, 名著出版, 1973, pp. 584-585.
- (10) 金沢市役所 (編), 前掲書, 学事編, 第3, p. 587.
- (11) 文部省 (編), 文部省第3年報, 文部省, pp. 254-269, 1875.
- (12) 石川県教育史編さん委員会 (編), 前掲書, 第1巻, p. 217, 221, 622.
- (13) 福井県教育史研究室 (編), 福井県教育百年史, 第三巻, 史料編(1), 福井県教育委員会, 1975, p. 559.
- (14) 日本近代教育史刊行会 (編), 日本近代教育史, 講談社, 1973, p. 77.
- (15) 尾形裕康, 日本教育通史研究, 早稲田大学出版部, 1980, p. 206.
- (16) 石川県教育史編さん委員会 (編), 前掲書, 第1巻, p. 622. 日本女子大学女子教育研究所 (編), 前掲書, p. 200.
- (17) 金沢市史編さん審議委員会 (編), 金沢市史 (現代篇), 下, 1969, pp. 397-398.
- (18) 石川県教育史編さん委員会 (編), 前掲書, 第1巻, pp. 877-886.
- (19) 石川県立図書館 (編), 石川県史料, 第2巻, 政治部, 石川県立図書館, 1972, pp. 222-224.
- (20) 石川県立図書館 (編), 前掲書, 第2巻, 政治部, p. 222.
- (21) 東京文理科大学, 東京師範学校東京文理科大学一覽, 丸善株式, 1937, p. 136.
- (22) 石川県教育史編さん委員会 (編), 前掲書, 第1巻, pp. 889-897.
- (23) 金沢大学教育学部附属小学校百年史編纂委員会 (編), 金沢大学教育学部附属小学校百年史, 金沢大学教育学部附属小学校百年史刊行委員会, 1974, p. 1229.
- (24) 東京文理科大学, 前掲書, pp. 137-139.
- (25) 石川県教育史編さん委員会 (編), 前掲書, 第1巻, pp. 907-915.
- (26) 福井県教育史研究室 (編), 前掲書, 第三巻, 史料編(1), p. 88.
- (27) 能勢修一, 明治体育史の研究, 逍遥書院, 1965, p. 34.
- (28) 石川県教育史編さん委員会 (編), 前掲書, 第1巻, p. 235.
- (29) 永山正子, 「責ふさぎ」, 済美会誌, 第19号, p. 22, 1920, 同書によれば, 当時の在學生は「学科は読書, 作文, 算術, 習字, 裁縫位なりしと覚ゆ。習字時間が殊に長く, 毎日三時間位はかゝられました。其の間に殆ど個人教授の如く, 一人づゝ先生の前に行き本を習ひ, そろばんをみていたゞきました。」と報告している。
- (30) 石川県教育史編さん委員会 (編), 前掲書, 第1巻, p. 235.
- (31) 石川県立図書館 (編), 前掲書, 第2巻, 政治部, pp. 594-606.
- (32) 鳳至・珠洲郡戸長学務委員総代, 鳳至・珠洲教育協議会日誌, 第10号, 1880.
- (33) 京達尋常高等小学校, 学校沿革史 (自明治6<1873>年, 至明治30<1897>年)
- (34) 石川県立図書館 (編), 前掲書, 第2巻, 政治部, pp. 650-677. 石川県教育史編さん委員会 (編), 前掲書, 第1巻, p. 257, pp. 270-271.
- (35) 石川県 (編), 石川県公報, 第124号, pp. 1-6, 1884.
- (36) 文部省 (編), 文部省第12年報附録, 文部省, p. 288, 1884.
- (37) 石川県教育会金沢支会 (編), 金沢市教育史稿, 石川県教育会金沢支会, 1919, p. 202, 同書には, 「…17年 (1884) 年5月13日隣地百二十坪を購入して体操場を開設す……」と記されている。
- (38) 石川県 (編), 石川県学事報告, 第3号, 石川県学務課, p. 20, 1885.
- (39) 石川県 (編), 石川県学事報告, 第7号, 石川県学務課, p. 6, 1885.
- (40) 石川県 (編), 石川県学事報告, 第15号, 石川県第二部学務課, p. 76, 1886.

- (41) 和田文次郎(編), 金城新誌, 雲根堂, 44号, p. 8, 1886, 同誌には, 「本区内女兒小学校には近々より体操科を実施するよし……」と記されている。石川県(編), 石川県学事報告, 第15号, p. 80, 同書には, 明治19(1886)年11月, 大聖寺町京遠小学校で開催された同町女兒奨励会にて「中等六年期以上ノ体操……試ミ」たことが報告されている。
- (42) 石川県(編), 石川県学事報告, 第3号, p. 8, 和田の生年月日は, 位牌(死亡年月日)より推したものである。
- (43) 寺西忍(編), 会員名簿, 石川県師範学校同窓会, 1942, pp. 32-33.
- (44) 石川県(編), 石川県学事報告, 第12号, 石川県第二部学務課, p. 17, 1886. 金沢市役所(編), 前掲書, 学事編, 第3, p. 876.
- (45) 能美郡中海尋常高等小学校, 概況一覧, 小松市立中海小学校, 1909, 同校の「教授用具」名簿の中に「戸外遊戯法」(明治18<1885>年発行)が見られた。
- (46) 郡令達告示綴(其ノ二), 旭尋常高等小学校(自明治13<1800>年至明治19<1886>年11月), 同書に「石川郡学報」(自明治19<1886>年1月, 自明治19<1886>年6月, p. 10)がある。
- (47) 京遠尋常高等小学校, 前掲書。
- (48) 石川県師範学校同窓会(編), 石川県師範学校同窓会雑誌, 第13号, p. 36, 1887.
- (49) 京遠尋常高等小学校, 前掲書, 同書には, 明治15(1882)年より「四月十七日生徒一統笠取山へ遠足ス」と記されている。
- (50) 石川県(編), 石川県学事報告, 第15号, pp. 47-49.
- (51) 文部省(編), 普通体操法, 1887, p. 1, pp. 5-41.
- (52) 石川県(編), 石川県学事報告, 第15号, p. 49.
- (53) 今村嘉雄, 日本体育史, 不昧堂, 1970, p. 396.
- (54) 石川県師範学校同窓会(編), 石川県師範学校同窓会雑誌, 第18号, p. 9, 1888.
- (55) 石川県師範学校同窓会(編), 石川県師範学校同窓会雑誌, 第12号, p. 14, 1887.
- (56) 石川県師範学校同窓会(編), 石川県師範学校同窓会雑誌, 第19号, p. 26, 1888.
- (57) 石川県師範学校同窓会(編), 前掲書, 第12号, p. 14.
- (58) 石川県師範学校同窓会(編), 石川県師範学校同窓会雑誌, 第36号附録, 「石川県告示第149号」, pp. 5-8, 1888.
- (59) 金沢市役所(編), 前掲書, 学事編, 第3, pp. 970-972.
- (60) 石川県(編), 石川県学事報告, 第32号, 石川県第二部学務課, p. 19, 1889.
- (61) 石川県師範学校同窓会(編), 石川県師範学校同窓会雑誌, 第4号, p. 30, 1887.
- (62) 文部省内教育史編さん委員会(編), 明治以降教育制度発達史, 第3巻, 龍吟社, p. 56, pp. 95-100.
- (63) 金沢市役所(編), 稿本金沢市史, 学事編, 第4, 名著出版, 1973, pp. 1056-1074.
- (64) 小学校実況諮問条項答申, 東書文庫, 1893, pp. 1-184.
- (65) 石川郡松任町松任小学校, 松任尋常高等小学校沿革史(自明治5<1872>年至明治33<1900>年), 1901, p. 45.
- (66) 小学校実況諮問条項答申, 東書文庫, p. 124.
- (67) 金沢大学教育学部附属小学校百年史編纂委員会(編), 前掲書, p. 75, pp. 78-82, 同書には明治26(1893)年の附属小学校秋季運動会と明治31(1898)年の師範学校運動会(附属小学校児童も参加)が記されている。但し, 本文の「」内の演技種目名は, 同前書より抽出したものである。北国新聞社, 「石川郡第七組合小学校運動会」, 北国新聞, 第1003号, p. 2, 1896, 北国新聞社, 「本市小学生徒の大運動会」, 北国新聞, 第270号, p. 2, 1892, 以上の新聞にも運動会事項が詳しく報道されている。
- (68) 金沢大学教育学部附属小学校百年史編纂委員会(編), 前掲書, pp. 802-804.
- (69) 小倉寿美子・鶴岡英一, 「明治期『遊戯書』について」, 広島体育学研究, 第6号, 日本体育学会広島支部, pp. 7-8, 1980.

- (70) 岸野雄三 (編), 近代体育スポーツ年表, 大修館, 1974, p. 79.
- (71) 能美郡中海尋常高等小学校, 前掲書,
- (72) 石川県教育会金沢支会 (編), 前掲書, p. 133.
- (73) 北野与一, 「遠足の語源に関する一考察」, 北陸体育学会紀要, 第19号, p. 42, 1981.
- (74) 石川県師範学校同窓会 (編), 石川県師範学校同窓会雑誌, 第25号, pp. 1-2, 1888.
- (75) 石川県師範学校同窓会 (編), 石川県師範学校同窓会雑誌, 第7号附録, p. 32, 1893.
- (76) 今村嘉雄, 前掲書, p. 399, 今村は「学校体育が一種の戦時体制をととのえたもの」と、この訓令を評価している。
- (77) 金沢市役所 (編), 前掲書, 学事編, 第4, pp. 1091-1094, この訓令には、「教課時間ニ於テ……男女トナク、成ルヘク活発ニ大氣中ニ運動スルノ遊戯ヲ誘フヘシ」とあり、女兒にも活発な運動が求められた。石川県教育会金沢支会 (編), 前掲書, p. 133, この訓令の示達後、石川県でも体操場の設置や体操科教員の充足が盛んとなった。
- (78) 金沢市役所 (編), 前掲書, 学事編, 第4, pp. 1091-1094, このことは、遠足時における自然観察、遠足後における作文指導などからも明らかである。
- (79) 仲新 (監), 篠田弘・手塚武彦 (編), 教育養成の歴史 (学校の歴史, 第5巻), 1979, p. 6.
- (80) 仲新 (監), 篠田弘・手塚武彦 (編), 前掲書, p. 8.
- (81) 石川県教育史編さん委員会 (編), 前掲書, 第1巻, pp. 158-159, 363-366.
- (82) 桜井役, 女子教育史, 増進堂, 1943, p. 40.
- (83) 徳光八郎 (編), 前掲書, p. 23.
- (84) 石川県教育史編さん委員会 (編), 前掲書, 第1巻, p. 364.
- (85) 桜井役, 前掲書, pp. 40-41.
- (86) 石川県師範学校同窓会 (編), 前掲書, 第13号, p. 34.
- (87) 石川県教育史編さん委員会 (編), 前掲書, 第1巻, p. 159.
- (88) 石川県師範学校同窓会 (編), 前掲書, 第13号, p. 35.
- (89) 石川県教育史編さん委員会 (編), 前掲書, 第1巻, pp. 1116-1117.
- (90) 石川県立図書館 (編), 前掲書, 第2巻, pp. 331-337.
- (91) 石川県立図書館 (編), 前掲書, 第2巻, p. 224.
- (92) 石川県教育史編さん委員会 (編), 前掲書, 第1巻, p. 355.
- (93) 徳光八郎 (編), 前掲書, p. 40.
- (94) 徳光八郎 (編), 前掲書, p. 34. 石川県立図書館 (編), 前掲書, 第2巻, p. 408.
- (95) 小倉寿美子・鶴岡英一, 前掲書, 第6号, pp. 5-6.
- (96) 石川県立第一高等女学校, 済美会誌, 第17号, 済美会, p. 247, 1918.
- (97) 小倉寿美子・鶴岡英一, 前掲書, 第6号, p. 4. 徳光八郎 (編), 前掲書, pp. 34-35.
- (98) 文部省内教育史編さん委員会 (編), 明治以降教育制度発達史, 第2巻, 龍吟社, 1938, p. 446.
- (99) 文部省 (編), 文部省第9年報附録, 文部省, p. 462, 1881.
- (100) 石川県師範学校同窓会 (編), 会員名簿, 第7号, 石川県師範学校同窓会, p. 19, 1938. 文部省 (編), 文部省第10年報附録, 文部省, p. 551, 1882. 東京文理科大学, 前掲書, p. 146.
- (101) 文部省 (編), 文部省第10年報附録, p. 551. 文部省 (編), 文部省第11年報附録, 文部省, p. 874, 1883.
- (102) 石川県立図書館 (編), 前掲書, 第2巻, p. 754, 756, 767, 769.
- (103) 石橋武彦・佐藤友久, 日本の体操, 不昧堂, 1968, pp. 275-276, 石橋と佐藤によれば、「新制体操法」は、明治15 (1882) 年, 体操伝習所の第1期卒業生が、リーランドから親しく教授せられた体操術を基礎として、広く欧米の諸書を参考とし「てつくられたものである。
- (104) 文部省 (編), 文部省第10年報附録, p. 551, 同書に「先ツ本校ニ於テ之ヲ施行シ」と記されている。石川県師範学校同窓会 (編), 前掲書, 第13号, p. 35.

- (105) 小鍛治武雄 (編), 会報, 102号, 石川県師範学校同窓会, p. 10, 1937. 文部省 (編), 文部省第12年報附録, p. 290.
- (106) 文部省 (編), 文部省第11年報附録, p. 512.
- (107) 青森県教育史編集委員会 (編), 青森県教育史, 第3巻, 資料篇I, 青森県教育委員会, 1970, p. 381, 同書の「青森県女子師範学校学科課程表」(明治15<1882>年11月)を参照。
- (108) 新潟県教育百年史編さん委員会 (編), 新潟県教育百年史, 明治編, 新潟県教育庁, 1970, p. 144, 同書の「新潟学校女子師範学校課程表」(明治15<1882>年9月)を参照。
- (109) 石川県 (編), 石川県公報, 第118号, p. 23, 1884.
- (110) 文部省 (編), 文部省第12年報附録, p. 290.
- (111) 土師雙他郎 (校閲)・和田権五郎 (編), 普通小学体操法, 益智館 (金沢), 1885, pp. 1-127, (国会図書館蔵)。
- (112) 体操伝習所 (編), 新制体操法, 体操伝習所, 1882, pp. 1-95, 同書の内容は, 整頓法, 身体矯正術, 徒手体操, 唾鈴体操, 女子唾鈴体操, 棍棒体操及び二人球竿体操からなっている。
- (113) 和田権五郎 (校閲), 浜田又勝 (編), 普通小学運動法, 益智館 (金沢), 1886, (国会図書館蔵)
- (114) 小学校実況諮問条項答申, 東書文庫, p. 93, 同答申によれば, 金沢市の小学校では, 「新制体操法」の「整頓法」を採用していた。
- (115) 石川県 (編), 前掲書, 第15号, p. 39, これは, 「県令」(第71号)によるものである。
- (116) 石川県 (編), 石川県公報, 第155号, p. 14, 1886.
- (117) 文部省 (編), 文部省第13年報附録, 文部省, p. 296, 1885.
- (118) 岡野正策 (編), 会報, 101号, 石川県師範学校同窓会, p. 24, 1936.
- (119) 徳光八郎 (編), 前掲書, p. 369, 森文相が来県したとき「全国で先かけに男子は小倉洋服, 女子は筒袖に袴, たすきがけの体操を大臣の前で演じた」という。
- (120) 石川県尋常師範学校, 石川県尋常師範学校第1年報, p. 82, 1888.
- (121) 石川県尋常師範学校, 石川県尋常師範学校第3年報, 石川県尋常師範学校, 1890, 同書に「石川県尋常師範学校生徒体力統計表」(明治22年4月女子部)がとじ込まれており, それには「前年4月ト比較セシモ」と記されていることから明治21(1888)年から実施されたことがわかる。
- (122) 岸野雄三, 「女子体育に尽した人たち」前掲書, 第2巻9号, p. 13, 1960.
- (123) 石川県師範学校同窓会 (編), 石川県師範学校同窓会雑誌, 第15号, p. 4, 1888.
- (124) 文部省内教育史編纂会 (編), 明治以降教育制度発達史, 第3巻, 龍吟社, 1938, p. 620.
- (125) 石川県師範学校同窓会, 石川県師範学校同窓会報告, 北溟社, p. 31, 1894.
- (126) 金沢大学教育学部附属小学校百年史編纂委員会 (編), 前掲書, pp. 75-82.
- (127) 石川県尋常師範学校刮磨会, 刮磨会雑誌, 石川県尋常師範学校刮磨会, 第5号, pp. 13-19, 1896.
- (128) 石川県師範学校同窓会 (編), 石川県師範学校同窓会雑誌, 第2号, p. 59, 1887.
- (129) 石川県尋常師範学校刮磨会, 前掲書, 第5号, pp. 13-19.
- (130) 岡野正策 (編), 前掲書, 101号, p. 24.
- (131) 石川県尋常師範学校, 石川県尋常師範学校第5年報, 石川県尋常師範学校, p. 6, 1892.
- (132) 森與八, 政教新聞, 1599号, p. 5, 1904, 森與八, 政教新聞, 1608号, p. 3, 1904, 以上の新聞報道によれば, 女子部生徒の運動会参加は明治30(1897)年以降に見られた。
- (133) 石川県師範学校, 石川県師範学校一覧, 1904, pp. 116-117, 明治37(1904)年の「女子部学友会規則」には運動部が明記されている。
- (134) 石林文吉, 石川百年史, 石川県公民館連合会, 1972, p. 158.
- (135) 北陸学院80年誌編纂委員 (編), 北陸学院80年史, 北陸学院, 1966, pp.12-13.
- (136) 日本女子大学女子教育研究所 (編), 前掲書, p. 55.
- (137) 北陸学院80年誌編纂委員 (編), 前掲書, pp. 5-6.

- (138) 池上鋼他郎 (編), 北陸50年史, 北陸女学校, 1936, p. 2.
- (139) 日本近代教育史事典編集委員会 (編), 日本近代教育史事典, 平凡社, 1972, p. 165.
- (140) 日本女子大学女子教育研究所 (編), 前掲書, pp. 56-57.
- (141) 池上鋼他郎 (編), 前掲書, pp. 2-19, 北陸学院80年誌編纂委員 (編); 前掲書, pp. 9-11.
- (142) 池上鋼他郎 (編), 前掲書, pp. 2-19, 33-34.
- (143) 池上鋼他郎 (編), 前掲書, pp. 36-52.
- (144) 池上鋼他郎 (編), 前掲書, p. 193, 同書によれば, Hesser は, 「国家にとりて婦人の教育は男子同様に大切なものである。其の教育には智育, 体育, 徳育何れも必要」と述べている。
- (145) 池上鋼他郎 (編), 前掲書, p. 17, 34.
- (146) 池上鋼他郎 (編), 前掲書, p. 194.
- (147) 北陸学院80年誌編纂委員 (編), 前掲書, p. 28, 37, 同書によれば, Hesser は, 「Take exercise girls」という語を使用していた。池上鋼他郎 (編), 前掲書, p. 14, 認可時の「舎中定規時間」には, 「午後」の「四時より遊歩」となっている。また寄宿舎には, ブランコも附設されていた。
- (148) 池上鋼他郎 (編), 前掲書, pp. 383-384.
- (149) 岸野雄三, 「女子体育に尽した人たち」, 前掲書, 第2巻第5号, p. 12, 1960.
- (150) 池上鋼他郎 (編), 前掲書, p. 11.
- (151) 北陸学院80年誌編纂委員 (編), 前掲書, pp. 24-25.
- (152) 池上鋼他郎 (編), 前掲書, p. 145, 194, 同書によれば, 女性の自転車乗りや乗馬を金沢の地に移入したのも同校の外人女教師たちであったと言われ, 外人女教師たちの生活態度も市民に大きく影響したと考えられる。
- (153) 二階堂清寿・戸倉ハル・二階堂真寿, 二階堂トクヨ伝, 不昧堂, 1975 (4版), pp. 45-46.